

佐 本 備 二 発 第 9 5 号
佐 本 生 企 発 第 1 8 9 号
佐 本 地 発 第 5 9 号
佐 本 規 制 発 第 7 5 号
令 和 3 年 4 月 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
緊急事態対策係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

「佐賀県警察鳥インフルエンザ対処マニュアル」の改訂について（通達）

県内において鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生を認知した場合の本県警察の対応については、「佐賀県警察鳥インフルエンザ対処マニュアル」の改正について（通達）」（令和3年2月10日付け佐本地発第22号。以下「旧通達」という。）に基づき実施していたが、本日付けで鳥インフルエンザ等家畜伝染病への対応業務を警備部門に移管することに伴い、同マニュアルにおける関係部分を改訂することとしたので、各所属にあつては、遺漏のないようにされたい。

また、口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病の発生時においても、鳥インフルエンザと同様に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、県において防疫措置等が実施されるが、警察の対応は基本的には変わらないことから、本マニュアルで定めた事項等を準用することとし、自治体等の対処方針に応じて、適切に対応されたい。

なお、旧通達については廃止する。

令和3年4月

佐賀県警察
鳥インフルエンザ対処マニュアル

佐賀県警察本部

目 次

1	基本方針	1
2	定義	1
3	防疫措置の概要	
(1)	異常家きん発見時の対応	1
(2)	死亡野鳥発見時（簡易検査で陽性が確認された場合）の対応	2
4	佐賀県における防疫対策・組織体制の概要	3
5	佐賀県警察の対応	
(1)	対応の基本	3
(2)	対処体制	3
(3)	対処体制の運用要領	4

【別表】

- 別表 1 情報連絡室 編成表
- 別表 2 県警察対策本部 編成表
- 別表 3 警察署対策本部 編成表

【資料】

- 資料 1 鳥インフルエンザ発生時における防疫措置の概要
- 資料 2 鳥インフルエンザ発生時の対応チャート【県警察対策本部】
- 資料 3 鳥インフルエンザ発生時の対応チャート【警察署対策本部】

1 基本方針

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）は、ひとたび発生すれば、社会的・経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活にも大きな混乱を招くおそれがあることから、県警察としては、必要な体制を確立するとともに、県（知事部局）、市町等の関係機関との連携を強化し、県民の安全・安心を守るための各種対策を迅速かつ的確に実施する。

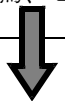
なお、県が策定している「佐賀県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対策行動指針」（以下「行動指針」という。）に示されている基本方針における発生段階と対策のポイントについては以下のとおりである。

発生段階		対策のポイント
フェーズⅠ	国内未発生期及び国内発生期（九州・山口県発生を除く）	農場にウイルスを侵入させない対策
フェーズⅡ	九州・山口県発生期（フェーズⅢの場合を除く）	
フェーズⅢ	隣接県発生期（福岡県、長崎県（離島を除く）で発生した場合）	
フェーズⅣ	県内発生期（県外で発生し、本県が移動・搬出制限区域に入る場合も含む）	ウイルスの封じ込め対策

2 定義

鳥インフルエンザは、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）第2条に定める家畜伝染病である。

- 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI：Highly Pathogenic Avian Influenza）
鳥インフルエンザのうち血清亜型H5、H7及びその他の血清亜型であっても高病原性のもの
- 低病原性鳥インフルエンザ（LPAI：Low Pathogenic Avian Influenza）
高病原性ではない、血清亜型H5又はH7の全ての鳥インフルエンザウイルス

		ウイルスの亜型	
		H5、H7	H5、H7以外
病原性	低い	低病原性鳥インフルエンザ（LPAI） 対象種：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	鳥インフルエンザ 対象種：鶏、あひる、うずら、七面鳥
	高い	 変異する可能性 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI） 対象種：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	

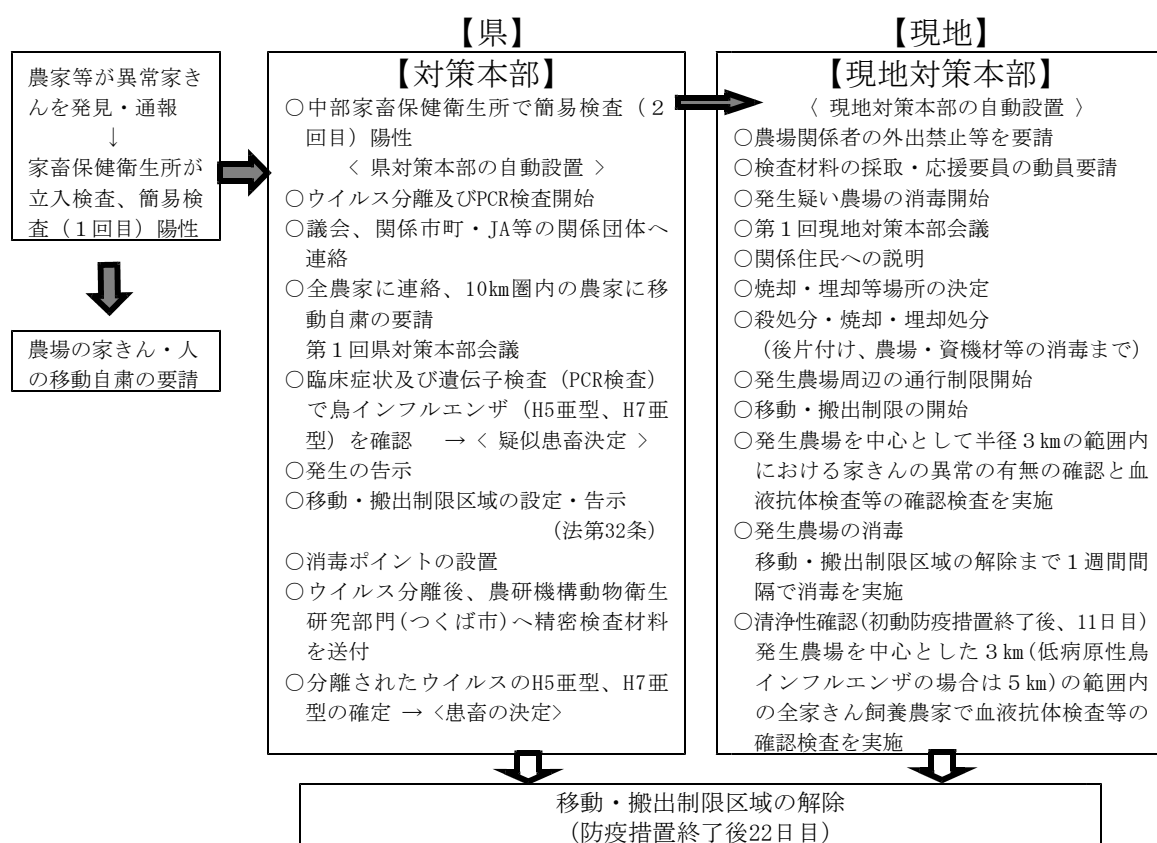
3 防疫措置の概要

(1) 異常家さん発見時の対応

異常家さん発見が報告された場合の、県が行う発見から終息までの対応の流れは図1のとおりである。

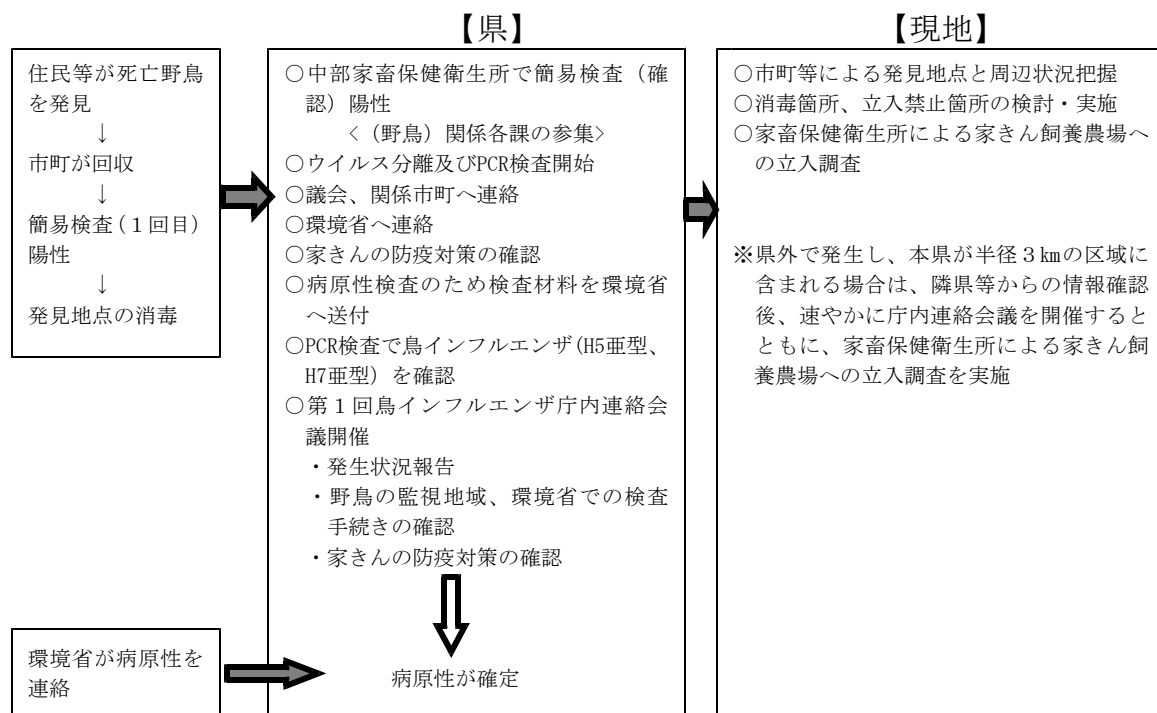
※ 資料1「鳥インフルエンザ発生時における防疫措置の概要」参照

図1 異常家きん発見から終息までの対応



(2) 死亡野鳥発見時（簡易検査で陽性が確認された場合）の対応

死亡野鳥発見が報告された場合の、県が行う対応の流れは以下のとおりである。



4 佐賀県における防疫対策・組織体制の概要

県では、鳥インフルエンザの発生等が報告された場合、「行動指針」に基づき、情勢に応じて、以下の防疫対策等がとられる。

		家さんの場合	野鳥の場合	野鳥の糞から検出された場合
防疫対策	国内未発生期・国内発生期から隣接県発生期 〔フェーズⅠ～Ⅱ〕	○農場(特に断らない限り、家さん飼養農場を指す。以下について同じ。)内へのウイルス侵入防止 ○家さん等の健康観察の徹底	○野鳥の感染状況の確認 ○死亡野鳥の検査 ○定期的な糞便調査	
	県内発生期 (県外発生で、本県が移動・搬出制限区域(半径10km内)に入る場合を含む) 〔フェーズⅢ〕	○発生農場でのウイルス封じ込め・拡散防止 ・発生農場で直ちに殺処分 ・養鶏関係車両等の消毒ポイントの設置 ・3km圏内の養鶏農家の立入検査 (※低病原性の場合は5km圏内)	○家さんへの感染防止 ・発見地点の消毒 ・3km圏内の養鶏農家の立入検査	
組織体制	国内発生期 〔フェーズⅠ及びⅡ〕	庁内連絡会議 〔関係課への情報提供に代える場合もある〕 ・県畜産課長がトップ ・警察本部内関係課がメンバー ・シーズン初発の場合は必ず開催 ・2例目以降は関係課への情報提供。ただし、九州・山口で発生した場合は開催	庁内連絡会議 〔野鳥は様々な要因で死亡することから、鳥インフルエンザの可能性が高い場合(大量死、連続死、各地での頻発、隣接県での発生等)以外は、関係課への情報提供に代える場合もある〕	関係課との情報共有
	隣接県発生期 (福岡、長崎(離島を除く。))で発生した場合 〔フェーズⅡ〕			
	県内発生期 (県外発生で、本県が移動・搬出制限区域(半径10km内)に入る場合を含む) 〔フェーズⅢ〕	県対策本部 (知事トップ、各部長・局長等で構成) ・警察本部長がメンバー	家さんでも発生あり！ 県対策本部で報告 家さんの発生なし！ 庁内連絡会議	庁内連絡会議 〔関係課への情報提供に代える場合もある〕

5 佐賀県警察の対応

(1) 対応の基本

警察法第2条に規定する責務を遂行するため、県や関係自治体が行う防疫活動の支援を行うものである。

(2) 対処体制

県内において鳥インフルエンザが発生し、又は発生するおそれがあるときは、情勢に応じて、以下のとおり対処体制を構築する。

設置基準	体制の種別	体制の長
国内、隣接県発生期 (福岡、長崎(離島を除く。))で発生した場合) 〔フェーズⅡ〕 家畜保健衛生所による簡易検査(1回目)で陽性の場合 ※県等からの連絡により認知する	情報連絡室 【別表1参照】	警備第二課長
県内発生期 (県外発生で本県が移動・搬出制限区域(半径10km内)に入る場合を含む。) 〔フェーズⅢ〕	県警察対策本部 【別表2参照】	警察本部長
	警察署対策本部 【別表3参照】	警察署長

(3) 対処体制の運用要領

ア 情報連絡室

(ア) 設置要領

情報連絡室は、警備部警備第二課（以下「警備第二課」という。）に設置するものとし、警備第二課長が各任務を総括する。（別表 1 参照）

(イ) 任務

情報連絡室は、各室員が連携して情報の収集・共有及び報告を行うとともに、県に設置される庁内連絡会議に対応する。

イ 県警察対策本部

(ア) 設置要領

県警察対策本部（以下「対策本部」という。）は、警備第二課に設置するものとし、対策本部長は、総括班を始め各班の班員を招集するとともに、必要に応じて対策本部会議を開催する。（別表 2 参照）

(イ) 任務

対策本部は、県対策本部への情報収集要員の派遣などにより、県対策本部及び現地対策本部（本部長：県防災監（副知事））等から情報を収集し、発生状況や防疫対策の進捗状況等を把握するとともに、警察署対策本部への支援や本部警戒支援隊の編成・運用等、必要な措置を講じる。

※ 資料 2 「鳥インフルエンザ発生時の対応チャート【県警察対策本部】」参照

ウ 警察署対策本部

(ア) 設置要領

警察署対策本部（以下「署対策本部」という。）は、警察署内の会議室等に設置し、署対策本部長は、総括班を始め各班の班員を招集する。（別表 3 参照）

(イ) 任務

署対策本部は、自治体等への職員派遣などにより、発生状況や関係自治体の対応状況を把握するとともに、現地対策本部会議に対応する。

また、発生場所の立入規制・警戒等の要員確保や運用計画等、必要な措置を講じる。

※ 資料 3 「鳥インフルエンザ発生時の対応チャート【警察署対策本部】」参照

情報連絡室 編成表

室 長	副室長	室 員	主な任務
警備第二課長	警備対策官(次席)	【警備第二課】 課長補佐又は 係長 課員	○対応の指揮・総括 ○情報の収集・集約 ○県庁内連絡会議及び関係機関との連絡・調整 ○警察庁及び管区警察局への報告 ○その他特命事項
	生活環境指導官	【生活安全企画課】 課長補佐 課員	
	地域指導室長	【地域課】 課長補佐 課員	
	交通規制課次席	【交通規制課】 課長補佐 課員	

注) 編成表にある任務以外に、防疫対策に係る警察活動を推進する上で必要な業務については、室長が、当該業務を所管する本部主管課に対応を求める場合がある。

県警察対策本部 編成表

本部長	警察本部長	付	総務課長
副本部長	警備部長		
幕僚	警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備第一課長、通信庶務課長		

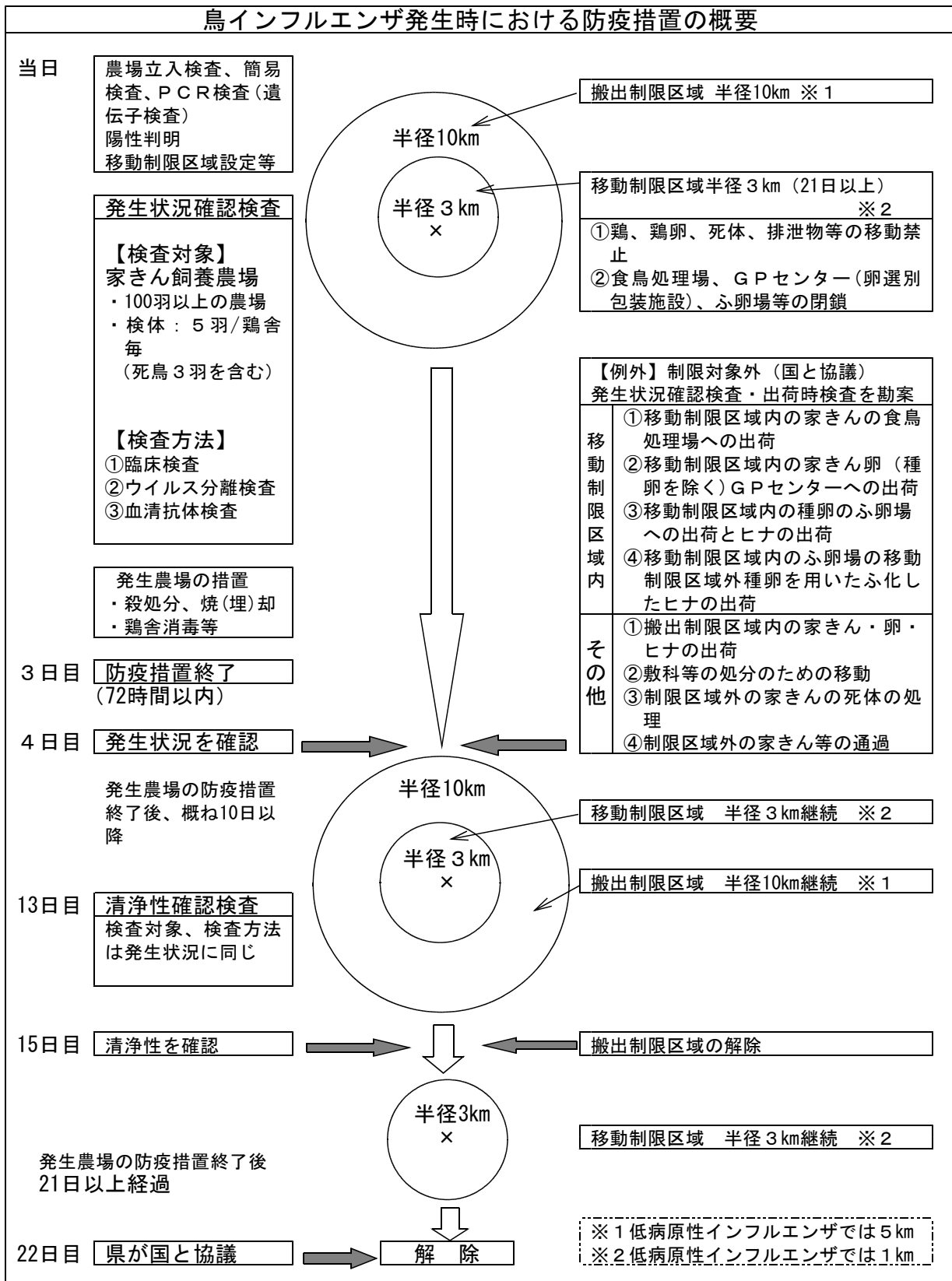
班名	班長	副班長	班員	主な任務
総括・警備班	警備第二課長	警備対策官(次席)	課長補佐 課員	○ 対応の指揮・総括 ○ 情報の収集・集約 ○ 県対策本部及び関係機関との連絡・調整(県対策本部への連絡員の派遣を含む。) ○ 警戒支援隊の編成・運用 ○ 警察庁及び管区警察局への報告 ○ 装備資機材の配備、支援等 ○ その他特命事項
生活安全班	生活安全企画課長(兼)	生活環境指導官	課長補佐 課員	○ 容疑事案発生時における事件性の判断及び事件処理 ○ その他特命事項
地域班	地域課長	地域指導室長	課長補佐 課員	○ 警察署地域課員による警戒活動に係る支援 ○ その他特命事項
交通班	交通規制課長	交通規制課次席	課長補佐 課員	○ 交通情報の収集・分析による交通対策 ○ 交通関係機関との連絡・調整 ○ その他特命事項

注) 編成表にある各対策班の任務以外に、防疫対策に係る警察活動を推進する上で必要な業務については、対策本部長が、当該業務を所管する本部主管課に対応を指示する場合がある。

警察署対策本部 編成表

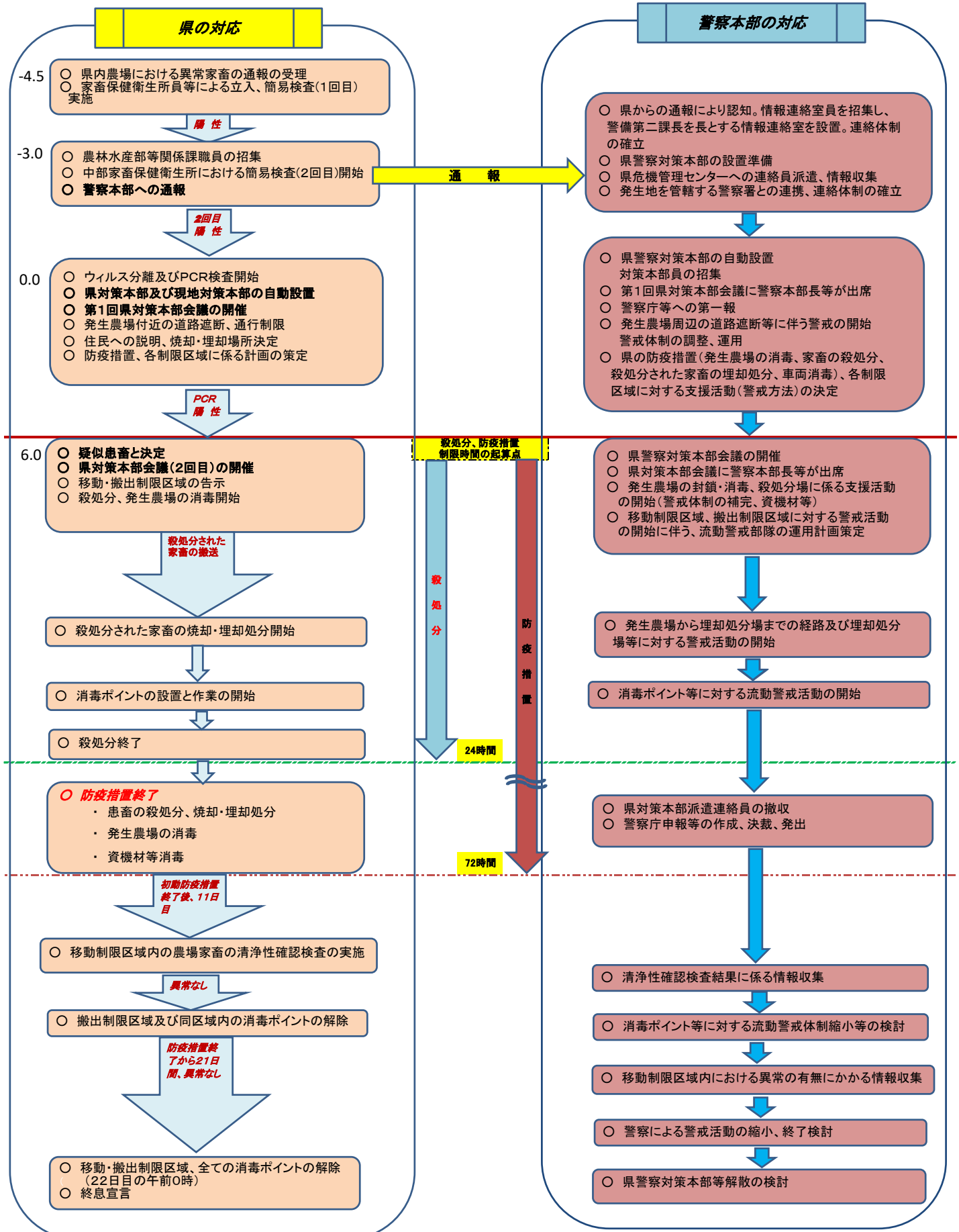
本部長	警察署長		
副本部長	副署長、地域官、刑事官		
班 名	班 長	班 員	主な任務
総括・警備班	警備課長	警備課員 地域課員	○対応の指揮・総括 ○対策本部への報告 ○関係自治体への連絡員の派遣 ○関係機関との連絡・調整 ○情報の収集・集約 ○警戒活動の計画立案 ○装備資機材の配備、支援 ○その他特命事項
捜査班	生活安全課長	生活安全課員	○特別法違反事件捜査 ○その他特命事項
	刑事課長	刑事課員	○刑事事件捜査 ○その他特命事項
地域班	地域課長	地域課員	○警戒活動の計画立案 ○その他特命事項
交通班	交通課長	交通課員	○交通情報の収集・集約 ○交通対策の実施 ○交通関係機関との連絡・調整 ○その他特命事項

注) 対応人数については、警察署の規模及び事案内容に応じて警察署長が指定する。



鳥インフルエンザ発生時の対応チャート【県警察対策本部】

※ 数値は2回目陽性を起点
とした時間経過の目安



鳥インフルエンザ発生時の対応チャート【警察署対策本部】

※ 数値は2回目陽性を起点
とした時間経過の目安

